

## シンポジウムⅣ

## 『特殊教育に係る教職員養成・免許制度の改革』

司会者	清水	寛	(埼玉大学)
話題提供者	小出	進	(千葉大学)
"	大川原	潔	(筑波大学)
"	大久保	哲夫	(奈良教育大学)
"	位頭	義仁	(国立特殊教育総合研究所)

## はじめに

本シンポジウムは常任理事会の企画・設定によるもので、テーマも昨年度と同じである。昨年度の大会では、各シンポジスト(話題提供者)から、それぞれの専門領域をふまえての問題提起がなされ、それを軸に、主として、①特殊教育の教職員の専門性とはなにか、②それとの係りで免許状の種類などをどう考えるか、をめぐって論議がかわされた。(詳しくは、本誌第21巻第4号、1984年3月、参照)

今年度は、昨年度の成果および課題をうけつぎつつ、さらに、問題を具体的に掘り下げるために、各シンポジストに、できるだけ、いわば「改革私案」的な内容に近いものを提示していただき、それを参考にしながら、論議を深めることとした。なお、各シンポジストには予め、本学会の特殊教育教員養成問題研究委員会が作成した『特殊教育教員養成の改善に関する報告(提案)』(1980年)を送り、提案に際して参考にさせていただくよう依頼した。

## I. シンポジストからの提案

(一) 小出進氏(千葉大学)から、免許状の種類、新たな「特殊教育教諭免許状」の構想について、次のような提案がなされた。

(1) 特殊教育に係る教員の免許状の種類については、修士課程修了程度を基礎資格とする免許状を新設(「特修免許状」と仮称)し、短期大学卒業程度を基礎資格とする免許状を廃止し、将来的には、「特修免許状」を特殊教育に係る教員が有すべき標準的な水準の免許状とする。その際、学部卒業程度を基礎資格とする免許状(現行1級免許状。「標準免許状」と仮称)を有する者が、修士課程を修了せずに「特修免許状」を取得する場合には、「標準免許状」取得後、3年以上の現職経験と20単位の単位数を必要とすること。そして、「標準免許状」を取得するには、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校のいずれかの「標準免許状」が、また、「特修免許状」を取得するには、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校のいずれかの

「特修免許状」が、それぞれ基礎資格として必要とすること。

(2) 現行の学校種別ごとに定められている盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭の各免許状を廃止し、新たに「特殊教育教諭免許状」を設ける。その際、「特殊教育教諭免許状」には、視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、病弱教育、精神遅滞教育、言語障害教育及び情緒障害教育のいずれかの専攻分野を表示する。なお、「特殊教育教諭免許状」の取得に必要な特殊教育に関する専門教育科目と、その「標準免許状」の場合に必要な単位数については、次の通りとする。①心身に障害を有する幼児・児童・生徒についての教育の本質・目標・制度等に関する科目(2単位)、②同心理と生理・病理に関する科目(6単位)、③同教育課程と指導法に関する科目(6単位)、④同教育実習(4単位)、⑤その他(6単位)の計24単位(「特修免許状」も同じ、ただし科目別の単位数は指定せず)。今後、特殊教育諸学校の教員及び小・中学校特殊学級の担当教員は、対象幼児・児童・生徒の障害種別に応じた「特殊教育教諭免許状」を有することを原則としたい。

(3) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各教諭免許状取得に必要な教職に関する専門教育科目の中に、心身に障害を有する幼児・児童・生徒及びその教育に関する内容を必須内容として含める。特に、特殊教育諸学校における教育実習を必須とする。

(二) 大川原潔氏(筑波大学)は、戦後の特殊教育に係る教職員養成の、とりわけその免許制度の変遷をたどることを通して、現行の、いわゆる基礎免制度等の問題点を指摘するとともに、とくに、養護・訓練担当教員の養成と確保に関しての改善策等を提案し、あわせて、本テーマを研究するにあたっては、歴史的・総合的なアプローチが大切であることを強調した。

## (1) 基礎免制度の問題点

盲、聾、養護学校の教育課程は、児童・生徒の障害の多様化と重度・重複化の傾向に対応して次のような趣旨

の規定が設けられている。すなわち、①各教科の目標、内容の一部を欠き、または各教科の各学年の目標、内容の全部もしくは一部を当該学年の前各学年の目標、内容の全部もしくは一部によって替えることができる。さらに、このことは高等部は中学部、中学部は小学部の相当教科に替えることができる。なお、精神薄弱養護学校各部の教科は、盲、聾、肢体不自由、病弱の各学校のように、小・中・高等学校に準ずるものではなく、独自の目標、内容となっている。また、盲、聾、肢体不自由、病弱の各学校においても、精神薄弱を伴う重複障害児にたいしては、精神薄弱養護学校の各教科または各教科の目標、内容の一部によって替えることになっている。②重度重複児には各教科、道徳、特別活動の目標、内容の一部または各教科に替えて養護・訓練を主として指導を行うことになっている。

したがって、精神薄弱養護学校はもとより、盲、聾、肢体不自由、病弱の各学校においても、小・中・高等学校相当の教科に準じえない対象者が激増してきている現実をふまえ、形式化しつつある現行の基礎免制度を見直し、教育課程や指導内容等と矛盾しない資質及び専門性を有する教員の配置ができるよう、制度上に特例措置を講ずる必要がある。例えば、中学部で、小学校教員免許状所有者が指導できるようにする等である。

### (2) 養護・訓練担当教員の養成と確保のための改善策

養・訓による指導がとくに必要な児童・生徒の増加に対応し、また、「養護・訓練の時間の指導は、専門的な知識や技能を有する教師が中心となって担当し、全教師の協力のもとに、効果的な指導を行うようにするものとする」という学習指導要領の規定からみても、専門性の高い養・訓担当教員の養成と確保は緊急を要する課題である。そこで、特別専攻科または修士課程における養成制度を確立するとともに、現在、一部の障害種目で実施している特殊教育教員資格認定試験を全障害種目において実施し、また、試験の内容および受験科目の一部免除要件等についても、養・訓の内容と指導の実態にそくして改善する必要がある。なお、特殊教科教員免許状として位置づけられている現行の養・訓免許状を、基礎免と同等に位置づけ、1級・2級（上級、標準）の免許状を設けるべきである。

### (3) 今後の研究課題

現行の特殊教育教員免許制度は、当初、学校教育法第71条に対応して理想的な措置として発足し、一面では、特殊教育の発展を期する上での基本ともなってきた。しかし、当時は、いまだ養護学校は現実には存在せず、また盲・聾学校在籍者の実態からすれば、今日の特殊教育

諸学校の相様を予想することは困難であった。このことが、小・中・高等学校に準ずる教科指導を目指しての基礎免制度を一律に導入し、また、その指導に必要な限度における障害種別の盲、聾、養護学校免許状を制定することにもなったと考えられる。

したがって、今後の特殊教育に係る教職員の養成や免許制度の改革にあたっては、歴史的・総合的に検討を加えることが重要である。そのほか、特殊学級教員の任用とその研修の制度についても検討が必要となってきている。

(三) 大久保哲夫氏（奈良教育大学）は、教職員養成・免許制度問題については、関係各大学の実情や関係者の意見はさまざまで、それらを学会の制度改革案としてまとめていくには多くの困難を伴うこと、しかし、共通する課題もあり実現可能な一致点を求める努力も必要であること、そのためにも、前掲『特殊教育教員養成の改善に関する報告(提案)』を共通の基盤として検討を重ねることが有効であるという立場から、次のような提起がなされた。

すなわち、前掲『報告(提案)』で述べている各大学の自主改革への努力と、それを受けとめるための国の行財政措置の必要性を前提として、次の6点が提案された。

①現行の学校種別免許状を特殊教育教諭免許状一つにする。それは障害児教育の理念、必要な知識や技術には共通性があり、対象者の重度・重複化によりそれは多くなっているからである。各大学は障害種別にピーク制をとり、その専門性を免許状に明記する。特殊学級担任者も原則としてこの免許を必要とする。

②現行の1級・2級免は当分の間存続する。それは他専攻生にも免許取得の機会を与え、教員需給（特に特殊学級担任）に対処するためでもある。

③免許取得にかかわる単位数・科目は、1級の場合、障害児教育原理(4)、障害児心理(2)、障害児生理・病理(2)、障害児指導法(2)、障害児教育実習(4)、その他(10)、計24単位とする。自由選択ではできるだけ臨床的な授業を用意する。

④幼・小・中・高免許取得者に障害児教育の講義や実習を必修とすることは現状では困難であり、各大学の自主的努力によるしかない。

⑤寄宿舎の寮母は寄宿舎における教育に従事し、また最近では教育のための入舎生もふえ、男性寮母もふえる中で寮母の名称を寄宿舎教諭に改め、その免許・養成の制度化をはかるべきである。養護教諭のように基礎免許は必要とせず、専門科目・教職科目によって免許を取得する。

⑥大学院（修士）での教員養成については、大学院の

本質からの議論が必要である。上級免許のための教員養成大学院には反対であるが、免許取得への道を開くことは検討すべきだ。大学院設置大学がもっと広がれば、学部で2級、修士で1級（高校免と同じく）ということも考えられる。

四 位頭義仁氏（国立特殊教育総合研究所）は、特殊学級担当教員の教員免許状の問題、一般の教員免許状と特殊教育のそれとの関係、特殊教育の教員養成上の留意点について次のような指摘・提案を行なった。

(1) 近年、特殊学級の児童生徒数が減少している。その理由の一つに特殊学級の担当教員の力量不足があげられる。特殊学級は理論的には障害児の教育ニーズを満たすことができるはずであるが、現実には担当する教員の多くが専門的な力量を持っていないため、十分な成果をあげているとは到底いえない。

特殊学級を担当する教員には、専門性を持った教員を充てるようにすることがきわめて重要である。その一つとして、特殊学級の担当教員に特殊教育の教員免許状の取得をある程度義務づけるようにしたい。年次計画で免許状所有率を漸次増やすような枠を定めることが考えられる。次に、特殊学級担当教員の特殊教育の教員免許状の取得を容易にするために、特殊教育経験年数を単位数とする措置があってよいと考える。

(2) 一般の教育と障害児教育は、人間性の教育（人格の完成）をめざすことでは基本的には同じである。通常の学級の担任は特殊教育の知識と指導技術を持つ必要があるし、特殊教育を担当する教員も一般の教育についての知識を持つ必要がある。そこで、一般の教員免許状取得に必要な内容の一部と特殊教育の教員免許状取得に必要な内容の一部を共通にすることを提案する。その内容は人間の理解と人間の発達を扱ったものとなろう。普通免許状（基礎免）と特殊教育の教員免許状の取得に必要な単位を取ることに汲々とする状態は望ましくないからである。

(3) 長年現職教育を経験してきたので、この問題に関する現職教員の希望を汲んで考えを述べたい。①特殊教育の教員養成は、臨床を重視し、実際に役立つ知識と技術の習得が図られること。②障害児の心理、障害児の生理・病理についても、できるだけ障害児教育とかわりを持たせた内容を多くすること。③現職教育を優先する大学院の修士課程では、修士論文の指導は大切であるが、これに片寄ることなく、広く障害児教育全般について臨床的な研修をさせるようにしてもらいたい。④特殊教育の研修の機会がきわめて少ない県が多い。研修の機会を増やすよう希望する。

## II. 討 議

以上のような各シンポジストからの発言をうけて、司会者が、これらの提起に共通する内容、あるいは関連しあう問題を整理し、さらに深め合うべき論点として、次の5点を提起した。①特殊教育教員免許状の取得に際しての、いわゆる基礎免と主免との関係について、②特殊教育教員免許状の種類について、③必要な科目と単位数について、④特殊学級担当教員の養成について、⑤一般の教員免許状の取得に際しての特殊教育の位置づけについて。しかし、実際の討論は、多岐にわたり、それでいて必ずしも、各シンポジストの提起の全てに対して、さらに具体的に発展させていくという流れにもなり得ずに終わった。とは言うものの、国公立大学、私立短期大学の関係者のほか養護学校・盲学校の教員も参加しての討論は終始活発に展開され、発言の内容も貴重な提言・見解が少なくなかった。次に、それらの内容について、重点的に報告する。

### (1) 理念と制度の関係をめぐって

教養審の答申、臨教審の特設等、特殊教育教員養成にも重大な影響を与えることが予想される事態が急速にすすんでいるだけに、学会としても、具体的な制度上の改革案づくりをすすめることは必要であろう。しかし、そのような情勢であるからこそ、学会としては、障害児教育の理念やあるべき教師像といった、いわば、原理的な次元の問題も同時にとりあげ、検討を重ねていくことが大切ではないかとの意見がだされた。それに対して、シンポジストの側からは、たしかに、理念と制度とは分断的にとらえるべきではなく、どのような理念を、どのような制度案に盛りこめば、現行法制との関連において、どれだけ生かしてゆけるか、という方向で、今後とも論議を深めていきたい、との発言があった。

### (2) 特殊教育教員養成の教育内容・方法をめぐって

養護学校教員である学会員から、最近の教育実習生の児童・生徒に接する態度や研究授業等での指導の実際をみていると、大学の養護学校教員養成課程等の教育課程や指導の内容は、障害が多様化、重度・重複化してきている障害児学校の教育の実態や教育実践の課題に必ずしも即応しかねている面もあるのではないかと、との発言があり、これを一つの契機として、大学における特殊教育教員の養成の実態や問題点が出しあわれた。そのなかで、実際の教育課程（科目の種類、単位数等）の内容は、それぞれの大学の工夫・努力によって、かなり違う面もあること、しかし、大きな改善は、教員定数の枠があることによって、きわめて困難であることが明らかにされた。今後の課題として、①特殊教育教員養成に必要な教育内容・方法のあり方については、障害児教育に関する基礎

科学の分野の研究成果や、障害児教育の理念・原理について深く学ばせると同時に、障害児教育の実際について、いわゆる臨床的・実践的に学習させていく方法を重視していくこと、②障害児教育が実際に行なわれる場やその形態は、いわゆる学校という建物のなかでの、教員集団だけによってなされるものではなく、施設・病院内において、さらには家庭に訪問して行なわれる場合も多くなってきており、その際の教育的活動は、医師・看護婦、保母、指導員、理学療法士等、さまざまな職員とのチーム・ティーチングによってなされる場合が少なくない。したがって、特殊教育教員の養成の教育課程における医療・福祉等の内容を一層充実させていくと同時に、医療系・福祉系等の関連職域職員の養成の制度的充実をはかること、等が強調された。

(3) 特殊学級担当教員の資格等をめぐって現在の障害児教育について、特殊学級が占める実際的な位置・意義はきわめて大きなものがあるにもかかわらず、特殊学級設置校における特殊学級の位置づけや運営上の援助については、いまだ多くの問題点があり、とくに、担任の決定の仕方、担任教師の資質・能力、身分・勤務条件等には改善すべき面が多いことが指摘された。しかし、特殊学級担当教員の資格等に対して、制度上どのように位置づけるべきかについては論議を深めることができなかつた。ただし、当面、少なくとも、担当教員に対する研修制度の充実を計る必要性があることでは一致していた。

#### (4) 特殊教育教員の採用試験をめぐって

大学で特殊教育教員養成に携わっている者の立場から、特殊教育諸学校等での教育実習をはじめとして、流動化・多様化しつつある障害児教育の実際にできるかぎり直接触れさせながら、いわゆる臨床的・実践的な学習もできるよう、劣悪な制度のもとにあっても、精一杯努力しているつもりだが、教員採用試験はいわゆるペーパー・テストが中心で、障害児教育の仕事に就きたいと希望する者の教師としての資質、学力・教養、専門的力量が適切に評価されていないように思う、との発言があった。また、これに関連して、特殊教育教員志望者には、いわゆる別枠受験の機会を拡充していくよう各自治体にはたらしかけていくべきではないか、との意見もだされた。しかし、教員採用試験制度問題は、本テーマの枠に入りきれぬ面を多く有している。また、いわゆる別枠受験の是非についても、自治体ごとの教員の需給の関係や、特殊教育諸学校・特殊学級の教員と通常の学校・学級の教員の人事の流動性の保障等の角度から総合的に検討すべき面もある。いずれにしても教員採用試験をめぐる実態が、大学等における特殊教育教員養成のあり方に直接・間接に影響を与えているであろうことは否定できない。したがって、

今後、全国的な実態について一層明らかにしつつ、特殊教育教員の養成・免許制度と教員採用試験との関係について、さらに、具体的・総合的に検討していく必要がある。

(5) 共同教育・交流教育および統合教育の進展と関係教員の研修をめぐって。

近年、各地で、共同教育・交流教育および統合教育が実践的に試みられるようになってきている。障害児と健常児とが、平等・対等に、触れ合い学び合い、育ち合う関係を正しく築いていくためには、普通学級の担任教師の側でも、障害児の障害や発達等について理解を深め、教師としての専門的力量を一層豊かに培かわねばならない。そのために、今後、普通学級で障害児の教育を担当しようとする、また、担当している関係教職員の問題、とりわけ、その研修制度の創出・充実が重要な課題となってきたのではないかと、との提言がなされた。

(6) 特殊教育諸学校寄宿舎の教職員の問題をめぐって。

養護学校の教員で、寄宿舎の「舎監」として、寄宿舎教育の経験も有する学会員から、特殊教育諸学校の教育活動の一環であり、きわめて重要な意義をもつ分野の一つに、寄宿舎教育があること、しかし、その寄宿舎教育を実際に担ってきている教職員の实態には多くの制度上の問題があり、特殊教育教職員の養成・免許制度の改革の課題としても、看過してはならないことが、とくに、養護学校寄宿舎教育の全国的な実態調査の結果等にもとずき、強調された。例えば、障害児学校、とくに、肢体不自由・精神薄弱養護学校では、近年、寄宿舎教育を支える「寮母」職のなかで、男性「寮母」が増加してきていること、とくに、1979年度からの養護学校教育の義務制実施と前後して、その傾向が目立っており、その背景には、精神薄弱養護学校では多動や自閉的傾向の情緒障害児が、肢体不自由養護学校では重度重複障害児が入学してきたことがあげられるという。そして、それ以前からの長年にわたる寄宿舎教育としての実践の蓄積・発展によって、「寮母」が寄宿舎教育としての専門職であることの認識が関係者の間で次第に確立しはじめていること、それに伴い近年、新採「寮母」には一層、専門的力量が求められるようになり、実際、保母免許状や教諭免許を取得している「寮母」の数も多くなっているという。にもかかわらず、現行法制では、男性職員を含め「寮母」であり、こうした職名を修正することが必要であるほか、寄宿舎教育を担う専門教職員の養成・免許制度について、これまでの実践・運動の成果や、各都道府県の特設教育諸学校の寄宿舎教育の実態にそくして、改革のための具体案を本学会としても検討してゆくことが必要になって

きていると言えよう。

以上、前述したとおり、必ずしも、各シンポジストの提案内容そのものを検討し深めあい、本テーマにそって、参加者全体で一致点を明らかにしていく、というわけにはいかなかった。しかし、ここにみるように、多くの重要な検討課題がだしあわれたのであり、昨年度からの成果とあわせて、さらに、来年度において、ひきつづき学会として研究・討議を深めていくことを期待したい。

(文責 清水 寛)